

山梨県環境影響評価等技術審議会
第2回 自然環境小委員会 概要

日時 平成25年11月29日 13:30～15:30

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議委員 >

湯本光子委員長、大久保栄治委員、佐藤文男委員、田中章委員

< 事業者等 >

事業者

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部

環境保全統括部 上野担当部長、篠原副長、鬼頭主席、竹本主席

環境保全事務所（山梨） 島川所長

アジア航測株式会社 環境部 環境コンサルタント課 大橋主任技師、日比野係長、
藤本技師、仲條氏

J R東海コンサルタンツ 上泉係長

< 事務局 >

森林環境総務課 依田真司課長補佐、土橋史副主幹、森田副主査、渡邊健太主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について

議題2 その他

3 閉会

資料

1) 意見整理表

2) 第1回 自然環境小委員会議事録【速報】(平成25年11月22日)

1 開会

(進行 依田課長補佐)

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会 自然環境小委員会を開催させていただきます。

2 議事

(進行 依田課長補佐)

本会は、山梨県環境影響評価条例施行規則に基づき設置された小委員会でございます。

本日は、6名の小委員会に属する委員のうち、4名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、本小委員会が成立していることをご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。

まず、次第があります。それから資料1の意見整理表、資料2として10月25日の議事録、そして小委員会委員の名簿です。それからJR東海から配布されている資料が2つあります。一つはA4横の表になっているもの、もう一つは、資料集です。

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

それでは、議事に入るわけですが、技術審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。

- ・ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と賛否を表明しないこと。
- ・ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ・ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ・ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は委員長が務めることになっておりますので、湯本委員長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(湯本委員長)

本小委員会の委員長を務めます、湯本でございます。委員の皆様には、円滑な議論が進められるよう、ご協力お願いいたします。

まずは、本小委員会の運営方法について確認をお願いします。

本小委員会については、平成25年10月25日の技術審議会において承認いただきました。技術審議会と同様に、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、

- ・ 動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。

また、

- ・ 議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

ということでご確認をお願いします。

今回は、「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願い申し上げます。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願います。

以上、ご協力をお願いします。

議事の進行についてですが、まず、議題1、「中央新幹線(東京都・名古屋市間) 環境影響評価準備書」につきましては、前回までの質問事項、指摘事項について、事業者より補足説明を受けた後、質

疑応答及び審議を行います。その後、希少動植物に係る審議を非公開で行うこととします。

それでは、議題1に入ります。まず、前回までの審議会の指摘事項について、事業者より説明を受けたいと思います。限られた時間内で審議となりますので、簡単に分かりやすく説明をお願いします。

(JR東海：島川所長)

それでは、資料等につきまして逐一ご説明をさせていただきます。まず、最初に「事業区域の図示について」という縦書きの紙がございます。以前、事務局の方から準備書の記載内容が、中心線が幅を持っていない、関連施設の円の範囲に意味がない、ということで環境省にご照会いただき、主務省令で定められている、実施される区域の位置の要件を満たしていないのではないか、とのお話がありました。これについて、補足で説明をさせていただきます。最初に、鉄道事業法に基づいて建設される比較的路線延長の短い在来鉄道や、都市計画決定される道路などとは異なり、新幹線の建設においてはその技術的特性上、工事实施計画の認可時点で、まず本線や駅、車両基地の計画が決定されます。ですので、通常の在来線や道路と違いまして、新幹線の場合は認可後に詳細な本線、車両基地が決定されるということで、計画と実施認可のタイミングが通常のインフラとは異なるということがございます。その後、用地取得や設計等を行う中で、各施設の詳細な計画を決定することとなります。流れとしては、実施計画を申請して、認可をいただく前に環境アセスがあるという位置づけになりますので、これまでのアセスでイメージされているような詳細な計画、図上の敷地境界が制度上もなかなか表現し難い、ということが特徴としてあります。そういった中で、今回のアセスの評価ですが、予測評価の前提となる対象事業実施区域ですが、準備書では以下のとおり表しています。これまでの整備新幹線の事例と照らしても、主務省令が定める「事業が実施される区域の位置」に記載すべき要件を十分満たしていると考えます。

例えば、路線につきましては、環境関連図の1万(分の)1に路線の中心線を示しています。それと緩衝帯を含め約22mの用地幅を計画することとしています。こういったものがこれまでの整備新幹線のアセス上の言い方であります。また、駅についても当方では、関連図に概ねの中心位置を示しており、さらにこの位置を中心に延長1キロ、最大幅50mの構造物を計画すると、準備書の方に記載してございます。さらに非常口、保守基地、変電所、これらについても環境関連図に概ねの位置を円で示しておりますが、さらにその位置に対して、非常口であれば、0.5~1.0haの面積、保守基地、変電施設については、3haの面積を計画するというかたちで明記しており、これらは新幹線鉄道の場合の環境アセス、認可申請の前にあるアセス上の手続きとして、これまでの整備新幹線等で行ってきました。それと同じようなかたちの手続きになっているということがございます。

参考に先日事務局からいただいた資料を添付してございますが、我々の方でも環境省の方に照会しました。確かにこちらで書いてあるように、中心線であり幅には意味がない、あるいは関連施設についても円の範囲に意味がない、ここで終わってしまえば、環境省としても、やはり、実施される区域の位置としては、要件を満たしていないとの見解になるとのことですが、それに対して、中心線は両側11mを含めて22m、そしてこれらの付帯設備についても、中心として面積を示しているということで、要は、これらの施設について定量的に数値を限定したかたちで示しているということであれば、この実施されるべき区域で、これまでの整備新幹線のアセスの事例と比べても大差はないので、実施されるべき区域の要件を満たしていないといった見解にはあたらぬとのことで、我々も確認させていただいていますので、新幹線アセスの流れ的な事情、手続き的な事情と、それを受けたアセス上の表記、そういったもので今回お示ししたかたちになるということを最初にお伝えしたいと思います。

今回までに検討して新たにまとめたものを回答させていただきたいと思います。まず、No.2,3についてです。こちらは25日に出た意見ですが、動物に限らず、今回の図書の特徴として得られた結果と位置情報のリンクがない、地図上にデータが確認されていない、といったお話でございます。

これにつきましては、今回動植物に関わる調査位置図、確認位置図、希少猛禽類飛行軌跡図、希少動

物のハビタット図については、前回事例としてお見せさせていただきました。今日はチューブファイルのかたちでまとめて提示させていただいておりますので、地図情報と確認されたもの(種)の関係についてはそちらの冊子に今回まとめて提示しています。

No.5 についてです。山梨環状東区間との整合ですが、前回お話いたしました、個々の小委員会で逐一準備できた資料をお示ししています。二百数項目あり、その都度変更を申し上げるのが時間がかかりますので、自然以外にも生活1、2の小委員会があり、それらの提示段階がまとまったかたちでお示します。今は逐一準備させていただいている方に力を注がしていただいています。ある段階で総括させていただくとのことでご勘弁いただきたいと思います。

No.9 でございます。データの話ですが、No2、3と同じ内容でございます。ここまでの共通意見として出され、まだ未回答であったものです。

以下、30番以降自然分野で未回答であった部分についてご説明いたします。

No.32 から 34 でございます。これらにつきましても調査地点図や植物相の調査図、コドラート調査の調査地点ということで、今回チューブファイル等にまとめた資料の中に網羅されているものと考えています。

次に4ページのNo.39 でございます。お手元の資料集の方に準備してあります。資料集 をご覧ください。1ページにNo.39 のご意見、ご質問が書いてあります。記載されている環境保全措置に具体性がなく、用語として使われているだけである、具体的な内容のイメージができないということでございます。環境保全措置の内容は、図表等を用いて具体的に説明し、当該措置による効果については事業により変化する周辺環境の状態も考慮して記載する必要がある、といったご意見でございます。続いてNo.42 でも、保全措置をやるのであれば、その保全措置と環境影響の関係性が不明である、特に想定される環境保全措置(回避、最小化、代償)を実施したとしても残る悪影響の明示は重要である、ということで下記の から の各項目の種類と内容を定性的かつ定量的に示した情報が必要、といったご質問でございます。

これについてですが、まず、1ページ目の下の所です。環境保全措置の具体的なイメージは、1)に、そして環境保全措置と環境影響の関係性は2)に示しています。保全措置の効果に不確実性があるとして、事後調査を明記しています営巣環境の整備、付け替え河川における多自然型川づくり、重要な種の移植・播種については、事後調査の中でその効果を定性的、定量的に把握していくことを考えています。

そして、環境保全措置の具体的なイメージは、2ページ目でございます。以下、主な環境保全措置のイメージ、特にハード対策について示しています。これらの具体的な詳細事項ですが、冒頭、事業区域の図示で新幹線建設事業の特性について述べさせていただきました。建設における技術的特性上、認可の時点で本線や駅、車両基地の計画が決定されて、その後、用地取得や設計等を行う中で、施設の詳細が決定されていきます。箇所ごとの環境保全措置の詳細につきましては、その段階で検討していくということとなります。

実際の措置においては、現場の状況等、計画が熟成した中で、十分把握して、必要により専門家の助言を受けながら、実施していくということでございます。

ですので、現段階での保全措置は具体的なイメージは個々にお示しさせていただきますが、そのロケーションごとの詳細などどこにどういったものをどれくらい設置するかは、計画の詳細に合わせて決まっていくと考えています。その中で保全措置のメニューとして、具体的なイメージになりますが、逐一解説させていただきます。

まず、侵入防止柵の設置です。用地境界等に侵入防止柵を設置しまして、線路内への中型および大型のほ乳類等の進入を防ぐことにより、これらが列車と衝突することへの影響の回避、低減を図っていきます。

2番目、小動物が脱出可能な側溝の設置です。保守基地や変電所の外構にこういった側溝をめぐるせたり、高架橋の側道等にこういうものをつくることもございます。そういった側溝を設置する際は、スロープ等を設けることにより、小動物が脱出可能な構造とし、側溝に落下した小動物が這い出せなくな

ることへの影響の低減を図ります。

3ページ目でございます。営巣環境の整備です。営巣環境の整備では、人工巣の設置を実施するとともに、必要に応じて営巣林の整備を実施することにより、鳥類等の繁殖環境への影響の低減を図ります。人工巣は猛禽類調査の結果、林相図、他個体の営巣状況等から設置適地の検討を行い、現地の状況を踏まえて人工巣を設置します。

合わせて営巣林については、猛禽類が林内を飛翔しやすい様に亜高木の伐採、枝打ち等を実施することにより、亜高木相の空間のある樹林にします。これらにより住みやすい環境をつくることによって改変地域から少しでも遠ざけたかたちで、そちらの方により住みやすい環境を整え、影響の低減を図ることを考えています。なお、これらの実施に当たっては専門家の助言を踏まえて行います。

4番目の汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置です。写真の様にプラントを設置しまして、汚濁水の発生を抑え、魚類等の生息環境への影響の低減を図ります。

4ページですが、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用です。防音シートを合わせたり、環境にやさしい建設機械を採用したりすることにより、鳥類等への生息環境の影響の低減を図ります。

6番目として、工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による自然環境の確保。これは工事の実施に際して、使用した工事施工ヤード等の緑化や林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う影響の低減を図ります。ご覧の図の様に造成したところと既存林の間に林縁植栽を設置することを考えています。

7番目として、付け替え河川における多自然型川づくりです。河川の付け替えを実施する都留市の高川で今回保全措置として考えていますが、こちらにはゲンジボタル、カワネズミ等が確認されていることから、これらの種及び生態系の保全を目的として、付け替えた河川においても多自然型川づくりを行うということでございます。実施に当たり、基本的な考え方は(資料に記載の)ポイントブック等を踏まえます。これらの先行事例の内容を踏まえて、詳細な計画については、今後の保守基地の詳細設計の検討、河川管理者との協議及び専門家による助言等を踏まえて深度化を図ります。先行事例を参考にしながら単なる三面張りの河川にするのではなく、動物の生息環境が維持できるようなかたちの多自然の川づくりを行っていきます。

続いて5ページ以降ですが、環境保全措置と環境影響との関係性を分類しています。左側の動物のAからM、植物のAからN、生態系のAからM、これらは準備書に明記している保全措置の内容です。この保全措置に対しては、右側の回避、低減、代償とそれぞれ位置づけをしています。これらが動物、植物、生態系において から に対してどのように適応されるかを6ページ以降に整理しました。例えば、工事の実施ですと、そこに記載の影響要因がありますが、その影響要因に対して保全措置を、例えば、回避ではトンネル工事ではAとBを適用していき、それでも回避できない場合の保全措置としてはAとBのほか、G F Kということで、汚濁処理施設の設置とか営巣環境の整備、工事従事者への講習・指導を行い、さらに回避できないものは代償として、ここでいえば、付け替え河川による多自然型川づくり、Mを使用していき、Mのような代償措置については効果の不確実性がありますので事後調査を行いました。その結果についてどれだけの効果があったのかを定量的に把握をしていくといったかたちで考えていきます。

同じように植物、生態系についても準備書に掲げている保全措置の内容を から の分類で行っており、植物についての移植・播種、生態系における付け替え河川における多自然型川づくり、については効果の不確実性があるので事後調査を実施して定量的かつ定性的に効果を把握していきます。

今回の内容で10月25日の会議で自然系の検討事項になっていたものについては、今回の資料で回答させていただいたということになると思います。

前回11月22日にご質問いただいた整理表ですが、申し訳ありませんが、事務局とのやりとりにおいて、かなり時間が些少でありましたので、全て整理表にまとめる時間がございませんでした。22日の時点で主に先生方からいただいた論点、ご質問については主要なものを今回資料集の中でまとめていきますので、その内容について回答させていただきます。

資料集の9ページです。前回先生からいただいたご質問の中で生態系の区分の話がございました。NO.31から44ですが、意見整理表から抜粋しています。その中でアセスの生態系の区分の考え方については、流域ごとに区分すべきではなかったか、といったお話と、逆に言えば、今回のまとめ方は延長が長いので、一括して大括りの生態系として評価するのは無理があるのではないかと、流域等の単位でより緻密に生態系の区分を行い、詳細な予測・評価を実施していくのが本来ではないのか、とのお話をいただいています。

これについては、10ページで生態系の区分の考え方をまとめています。

(アジア航測：仲條氏)

代わりまして、アジア航測から説明いたします。資料の10ページをご覧ください。基本的には準備書の内容に即しておりますが、生態系の予測・評価にあたりましては、全線が非常に長いということもありましたので、地勢、地形、水系、植生等の状況を基に山梨県内を6つのエリアに分け、生態系をまとまりとして捉えた上で注目種等の選定及び予測・評価を実施しています。

まず、いきなり6つに分けるのではなく、地域を特徴づける生態系の類型区分を行う前に、地勢の整理を行いました。それが下の表1に示されています。大きく3つの地域に山梨県を最初に分け、一つめが東部・御坂、山梨の東側の地域です。それから甲府盆地内、それと巨摩・赤石、西側の地域3つに分けております。その上で、植生、地形、水系による自然環境の類型化を行いました。類型化にあたりましては、河川、溪流、山地や水田といったような生態系の構成要素を考慮し、他の事例でも多く見られる手法である植生の広がりに基づいた類型化を行っています。総合的な判断の中で今回6つの区分にさせていただいたということになっております。

選定した注目種等の予測・評価においては、注目種等の行動圏を踏まえてハビタットの抽出を行いまして、予測・評価を行う際にハビタットのエリアを考える上で考慮しました。

(JR東海：島川所長)

ご用意させていただいた資料の中で、資料の2の方ですが鳥類の定点センサスとラインセンサスの結果について、地区別、時期別の各鳥類の確認状況を一覧表にまとめたものでございます。それとこちらのファイルの方にコドラート調査の現地調査表をご用意しています。合わせてご確認いただければと思います。

我々の準備した資料、説明については以上です。

(湯本委員長)

それでは、事務局から説明することがありましたらお願いします。

(事務局：土橋副主幹)

事務局から何点が説明させていただきます。

前回の小委員会において、ミゾゴイに関連して議論があったということで、整理する上で資料を作成させていただきました。

基本的には、生態系の注目種の選定過程の部分と、重要種としてのミゾゴイの評価の考え方について、意見が交わされたということで、整理させていただきました。

論点1としましては、生態系の項目で注目種にミゾゴイが選定されていないということがございました。そういった中でこちらとしては選定方法が適切か、地域における生態系を整理する資料に、ミゾゴイに対する記載がないところが一部ございましたので、そういったところのご説明をしていただくのがよいのかということと、区分の仕方について、先ほどご説明がありましたので、先生方に見ていただくということになるかと思えます。

論点2としまして、重要種としてのミゾゴイの評価ということがございました。これについては、予

測評価の結果が準備書に記載されてはおりますが、そういった中で生息域や行動圏がどのように変わっていくのかということについて、生息個体ごと、または地域ごとの検討結果が示されていないということがございました。

もう一点、事業者の実施したものについては、結果として記載してあることが定性的であるにしても、保全措置の位置や実施時期、それから手法について記載がないということがございます。そういった中で、どういった予測が実施されたのかということ、調査の結果が示されていない、特に行動圏との関係がどのように整理されたのかということについて、説明いただければ良いと思っております。

前回、高下地区については、変電所等のために谷地形の一つが改変の対象となることもございますので、そういった部分でどういった検討が行われたのか、準備書では読み取れない部分があったので、資料を作成させていただきました。

裏面には、他事例の状況を示しております。ちょうど神奈川県準備書で、相模川を渡るところの里山・生態系のところで、ミゾゴイがいるという整理がございました。その中で、どのような記載になっているのか整理させていただいたのが、最初の表になります。この中では、生態系検討の基本となる主な動植物種の中に、ミゾゴイという明確な記載はありませんが、サギ類というミゾゴイが分類されている種が記載されています。これに対して、山梨県の準備書では、同じ部分に相当するところで、ミゾゴイ若しくはサギ類という記載がそもそもされていません。また、神奈川県の準備書で生態系の概況説明を記載してあるところでは、ミゾゴイがいたということが記載されておりますが、本県の場合では、ミゾゴイの記載がないということがございます。そこで確認すべき事項ということで、まずはじめに主要な動植物種からミゾゴイがそもそも抜け落ちているということ。確認地域におけるミゾゴイの分布状況も関連してきますので、詳細については、事業者から説明いただければよいと思います。

こういった資料の状況の中で、仮に専門家に意見を聴取したとしても、ミゾゴイが落ちていれば、専門家のアドバイスをいただいたとしても、ミゾゴイが拾われにくいのではないかと考えられました。

3つ目としますと、上位・典型・特殊という選定経緯がございましたが、特に上位・典型について、なぜこの種を選定したのかという部分が抜けております。

4つ目として、東部御坂の里地・里山でも同じような処理となっておりますので、この辺りに議論が必要かということがございます。これについては、参考といたしまして、他の準備書にはどのように記載されていたかといいますと、相対的に栄養段階が上位の種で生態系のかく乱や環境変化の影響を受けやすい種を対象にするということになっていきますので、その辺りでミゾゴイの分布状況、若しくは生態を考慮頂く中で、議論を深めていただければということで説明させていただきました。

(JR東海：島川所長)

ミゾゴイの件については、非公開の資料として準備してございます。というのは、この議論をする上で、例えば上位種とし選んでいるホンドキツネ、サシバ、ミゾゴイそれぞれどのような確認状況かということ踏まえながらご説明させていただきたいので、非公開の資料としてまとめています。

(湯本委員長)

それでは、先生方の方からフリートークのかたちでお願いしたいと思います。

(田中委員)

この白い資料集1と、少し茶色いコピーについてですが、(JRさんの説明によると)具体的な評価や保全対策が準備書に載ってこない理由は、鉄道事業の特殊性があり、制度的な問題があって、まだ用地買収などこれから始まっていくので、どこをどういうふうに評価保全対策(を行うか)を書くことはできない、そんなイメージで良いのですか。

(JR東海：島川所長)

具体的にどの場所というところまで書くというのは、制度上、勇み足ということがございます。できる範囲、今考えている…

(田中委員)

こちらはJRさんが作られたものですね。国交省(の手続き)とか、環境影響評価法の手続の流れ、それから情報開示のタイミング、そういったものが、今、JR東海さんがご説明したことについて、行政として全く問題がないのかどうか、そのとおりなのか、そうするとアセスをやりようがないということもあるわけですね。本当にそんなに我々の国のアセスはいい加減だったのかという質問です。

(湯本委員長)

それでは、事務局お願いします。

(事務局：土橋副主幹)

それでは、事務局から2、3お話をさせていただきます。

まず、JRさんに確認を取っておきたいと思います。先ほどのコメントについては、国交省、環境省それぞれ了解という理解でよろしいでしょうか。

(JR東海：島川所長)

事業実施区域の考え方について、この状態で主務省令に違反しているなどの問題はない、ということは環境省に問い合わせ確認しております。

(事務局：土橋副主幹)

2つめですが、これまで皆さんと折衝させていただいた中で、また住民説明会において、基本的には中心線で示しています、線は1mmですので概ねその倍くらいになるのではないかと、との説明であってエリアについてはその程度のお話だったと認識しています。そういった中で、今回、どういう風なかたちでフィードバックされているのか、見落としていたら申し訳ないが、この表の中に書いてある説明については準備書にこの通り書いてありますか。

(JR東海：島川所長)

準備書の記載事項を引用しています。

(事務局：土橋副主幹)

こちらとしては対象事業実施区域が特定されていないという状況で、環境保全措置の内容がどうか、いつどこでやるのか、そういう部分での検証がどうなるのか疑問が残りますので、そのあたりの議論を今日は深めていただきたいと思います。

(田中委員)

そうすると、やはり細かい情報がないところでアセスをやらざるを得ないのは、行政としてやむをえない、だからこそ保全対策のことを後追いになるけれどもしっかりやりましょう、大まかに言うとうそいう意味ですか。

(事務局：土橋副主幹)

そうです。今の段階で事業者としてどこまで進めるのか、ということがあります。こちらとしてはもう少し丁寧に出していただく必要があると思います。ただ、主務官庁への確認をもう一度する中で、最終的にはコメントしたいと思います。

(田中委員)

主務官庁レベルで(あるので)山梨県としてこうして欲しいとは言えないということですか。

(事務局：土橋副主幹)

本県としてどうして欲しいかは、これまでも事業者さんに改変区域と対象事業について、予測として提出するように位置関係や保全措置について検討した結果を出して下さいというお願いをしています。今の状況で行うにしても個々の地域については、どこを保全エリアと考えることができるかなどについて(検討できると思います。)どうなるかわからないということであれば、アセスの中で事前に、あるエリアを候補地としてあげるということをご検討いただける段階のアセスだと思っています。大きく丸が書いてある部分にどこを保全措置に位置づけることができるのかという検討は可能と考えています。

(JR東海：島川所長)

もう少し補足させていただきますと、我々の確認した内容を誤解のないようにもう一度確認させていただきたいと思います。(国に)確認させていただいた内容は、まず、事務局の方から出された今回の準備書の表記等が実施されるべき区域を示していないのではないかとこの疑義に対して、我々として環境省に照会したのが、幅に意味がないということではなく、環境図で幅として22mを表しているわけではないのですが、中心線として中心は表しています。それと合わせて準備書に両側の用地として22mを取りますということを書いてありますので、それで位置と幅が特定されますので、これによって、実施されるべき地域が示されているという解釈はできますね、という解釈でございます。それでは、こういう状況でしかできない中で、保全措置の具体化等がこの程度で良いかどうかの確認はしておりません。あくまでもこの区域の位置に対する考え方について、今の記載で満たしているか、確認しているということでございます。それ以降の話ですが、我々としては今の記載で満たしており、かつ整備新幹線もこのような表記を基に環境アセスを実施しています。我々もそれに基づいて実施していますので、現状、この段階でのアセスはこの形でやっていく、そのことも踏まえて今回の準備書も書いています、ということ。環境省に確認したのは、実施区域の位置に関する考え方ということをご理解いただきたいと思います。

(湯本委員長)

位置の書き方ということですね。

(JR東海：島川所長)

それを踏まえて、整備新幹線と同じようにやっていますということです。アセス上は改変区域が特定できない場合は、改変区域をより広く、例えば半径100mとありますが、将来的な場所を十分網羅したかたちで安全側での予測、改変の設定をしていますので、アセス上はより悪い、最悪の状態、改変を考えた上でやっていますので、アセス上の内容としても問題ないと考えています。

(湯本委員長)

どうでしょうか。

(田中委員)

少しまだ理解できていません。進めてください。たぶん事務局の方から質問があったのは、その次のより具体的な保全対策まで言及されていると思いますので、進めて下さい。

(湯本委員長)

わかりました。それでは、区分、保全措置についての話は、先生方よろしいでしょうか。

(田中委員)

J Rさんが作っていただいた区分が10ページに載っていました。区分というのはこの話ですよ。

(J R東海：島川所長)

はい。

(田中委員)

この区分でやると例えばミゾゴイは巨摩・赤石区分に入るとのことですか。そうですね。そういう区分を作る時に赤石山脈とか富士川の水系を見てやってきました、細かく見ると植生もそれなりに考えてきていますと(の記述です。)基本的にこの区分が大きすぎるのではないかとということです。もっと細かく切らないと、例えば、巨摩・赤石地域は、ミゾゴイで言うと里地・里山の生態系になってしまっていて、そこには湿地は入って来ないわけです。本当は、里山は、山と書いてあるけれど、谷戸みたいな水田あるいは湧き水起源の湿地、それと林、こんもりした山、そういうものの連続で成り立っています。でも、前回お話ししたようにこのような区切りにしてしまうと本当に一番脆弱な生態系の部分、特にミゾゴイ等が関係するような部分が、結局消えていってしまっているということです。これを見る限りでは、特徴づける生態系の中に湿地系がないと読んで良いのですか。

(アジア航測：仲條氏)

巨摩・赤石の地域の里地・里山のとらえ方ですが、いわゆる湿地と言われる環境はその地域には特にこちらでは確認していない状況です。

(田中委員)

その下に水田雑草と書いてあります。

(アジア航測：仲條氏)

水田雑草の話でしょうか。

(田中委員)

水田雑草群落というのは、湿地では。

(アジア航測：仲條氏)

水田雑草群落は少し湿ったような土地という意味合いでしょうか。水田雑草群落については、いわゆる放棄水田を指しています。それが湿地と呼ばれるのであれば湿地・・・

(田中委員)

放棄水田がすごく時間が経ってしまい、みんな水がなくなり陸地化し、樹木なども入っているのであれば違うが、とりあえずここにはミゾゴイがいますよね。ということは湿地環境もあるわけですよ。

(J R東海：島川所長)

確かに巨摩里山の生態系の位置でミゾゴイは確認されています。まだ、資料は準備中ですが、その中で今回上位種にはミゾゴイ以外のものが選ばれている、かつ、その他の特性の中でもミゾゴイを選んでいませんが、その理由と他のものを選んだ理由については、資料の方でまとめていますので、その中で議論させていただきたいと思います。具体的にどこで何がどの程度見つまっているか、ということを含

わせてお話しさせていただきたいとおもいます。

(湯本委員長)

わかりました。いままでで先生方の方で特になければ、今後は非公開というかたちで具体的に・・

(佐藤委員)

ミゾゴイの議論を非公開にするのは、ここにいます、というのは聞かれない、公開できない、という部分はありますが、それ以前に議論しなければいけないミゾゴイの権利があるわけです。ミゾゴイを加えるという話は非公開ではありませんよね。生態系のところで準備書にあるような模式図の作り方がそもそも上位種側の鳥類でサシバをあげています。湿地は里山とか山地性の溪流沿いの湿地、ミゾゴイにとっては餌場として休耕田や使われなくなった湿地なども重要な場所です。そういう意味で山地のイメージで林と川で切ってしまっていますが、そんなことではなく、ミゾゴイが生息する環境を皆さんご存じだと思いますが、非常に複雑で豊かな多様性に富んだ環境で生きています。特に、どこに(いるか)という話の前にミゾゴイをなぜ入れなかったのかという話と、入れるべきではないかということをお納得してもらいたいと思います。そしてこれを作り替えてもらいたい、そこは公開で良いのではないのでしょうか。

(田中委員)

もう少し具体的に言うと、例えば神奈川県のアセス書の中には、植生断面図的な生態断面図のようなものがあって、その中にはきちんとミゾゴイが入っています。図そのものには書いてありませんが、説明の部分には書いてあります。(こちらの準備書では、)生態系の漠然とした説明の中でも抜かれています。それから食物連鎖の図の中にも神奈川県では入っていますが、そういうものがこちら側にはありません。あえて抜いたような印象を受けてしまいます。大切なものはとりあえず評価するのは当たり前な話なので、佐藤委員がおっしゃったことを公開の場で明確にする必要があると思います。

(湯本委員長)

前回、田中委員からミゾゴイについての評価を行って下さいという発言がありました。それについてお願いします。

(JR東海：島川所長)

一度、準備した資料をお渡ししますが、一部確認位置図が入っています。仕分けをしていただいて、まるまるその資料で議論しますと、(非公開の)ファイルに入っているものも含まれていますので、まず見ていただきたいと思います。その上で、この資料を抜いて議論しましょうということになればそれでかまいません。

(佐藤委員)

非公開部分が入っているのなら、それはいいですね。そうではなく、みなさんが聞いている公開でまず話をしましょう。

(JR東海：島川所長)

資料があった方が議論しやすいです。

(佐藤委員)

必要ないと思います。JRさんがどう考えているか知る良いチャンスです。

(J R 東海 : 島川 所 長)

では、読み上げます。

(湯 本 委 員 長)

先生方がおっしゃっているのは、重要種の考え方を聞きたいということですよ。

(佐 藤 委 員)

そうです。

(J R 東海 : 島川 所 長)

それでは、読み上げるかたちになりますが、今日準備しているものとして、ミゾゴイが確認された調査地域における生態系注目種の選定の考え方をまとめています。さらに、ミゾゴイ自体の本準備書での予測評価の考え方について資料としてまとめています。準備書に書いてある部分はそのページを参照していただきながら進めていきたいと思っております。

(ア ジ ア 航 測 : 仲 條 氏)

代わりましてアジア航測から説明致します。注目種の議論の中で、混沌としている部分があるかと思っております。まず、大前提として重要種、動物の重要種の中ではミゾゴイを取り扱っていることをご理解願います。その上で、注目種を選ぶ際に選定されていないというお話になっていますので、その点のご説明をいたします。

まず、注目種の選定にあたっては、基本的には環境省の方で出しているマニュアルに沿って行っております。その中で対象とする生態系の規模の中で上位性の種もしくは典型種、特に上位性の種にあたっては、多様な餌を捕食している種、広く確認されている種を優先的に選定させていただきました。

注目種選定の考え方ですが、準備書ですと、P.8-4-3-23 に抜粋したものを掲載させていただきました。議論の中で、主な種にミゾゴイが抜けているという議論と、そのうえで注目種として選ぶ、選ばないという議論の2段階になっていると思っております。

今回、こちらで提示させていただいたのは、ミゾゴイを注目種として選ぶかどうかという点について整理させていただいております。ミゾゴイが確認されておりますので、3地域で都留、笛吹、富士川となっております。都留・笛吹に関しては、対象事業実施区域からかなり離れたところで確認されたということも踏まえて、今回は特にこれ以上は追及しておりません。

今議論になっている富士川町については、対象とする種、生態系の規模等を踏まえまして、より広範囲で確認されており、かつ多様な環境を利用しているという観点から、ホンドキツネとサシバを選定させていただいております。ミゾゴイについても同じというご意見もございしますが、こちらの生物が、里地・里山環境を指標する生物としては、予測評価の中では適切なものであるととらえております。

もう一つの視点として、山梨県から提供された資料では、他事例では特殊性でミゾゴイが選定されているということもあったと思っておりますが、今回のミゾゴイの営巣環境となる沢筋の樹林環境、下部に湿った土地があるような環境については、当該地域とその周辺では比較的多くみられる環境であるということから、いわゆる特殊性の要件になります。占有面積が比較的小規模で周辺には見られない環境ということには該当しないことと考えております。ですので、特殊性の観点からも選定していません。

里地・里山の注目種等の考え方は、一つは地域を特徴づける生態系の区分ということで先ほど説明した通りで、6つに分けたうえでその中で主な種を選定し、その中から模式図を作成させていただきました。そのうえで上位・典型・特殊に該当する種の選定を行うといった手順を踏んでおります。

(佐 藤 委 員)

それだけでしょうか。準備書を読んだだけというそれだけのことでしょうか。

(田中委員)

ガイドラインの説明を行っただけですよ。

(佐藤委員)

その説明は、私たちに対する説明には全くなっておりません。私たちは、準備書を読んだ県民の皆さんがこれで理解できているかということに非常に不安に思います。今の説明では、全く理解ができません。ミゾゴイがいま言った3区分の中の、特殊性であれ、典型性であれ、上位性であれ、どこに入っても鳥類学の立場から見てもおかしくないと思います。実際にミゾゴイは、国内において非常に個体数の少ない特殊な鳥でございますし、保護する動きも非常に高まっています。そういう中で、県民の皆さんもミゾゴイに非常に注目しています。そういった中で、ミゾゴイを外してサシバを入れる意味合いはどこにあるのかということです。あまりにミゾゴイの生活史を知らないからこんなことをするのはいいですか。そういうことしか言いようがありません。これは典型性なりに絶対に入れるべきです。ここでは希少種のデータもありますから、言えませんが、あのエリアにはたくさんあります。特殊でも何でもないのであるとすれば、典型的に甲府盆地の向こう側の山地に入れば、ミゾゴイは普通にいるのだということであれば、典型的な種でありますよね。むしろミゾゴイがいなければ、鳥類の仕組みが成り立たないようなものではないですか。誰が考えてもそんなことはわかります。なのに、今のような説明では全く納得がいきません。しっかりとした説明をしていただきたい。そうでなければ、この模式図を書き直して、やり直していただきたい。

(田中委員)

一応、環境影響評価制度の面からのコメントとしては、いまのご説明は、環境省のガイドラインといいますが、ここに記載されている上位・典型・特殊の規定を読まれたわけですが、ということは、そのガイドラインに問題があるので、ガイドラインに沿ってきちりとやったが、本来入れなければならないミゾゴイが、省かれても問題ないような、そういうガイドラインの問題があるということをおっしゃっているわけですか。

専門の方とすれば、佐藤委員がおっしゃったように、鳥類の中で希少になっているミゾゴイをわざわざ抜くということは考えられないということです。しかしそれは、環境省の基準に基づいて選定すると、入らないということであれば、その基準に問題があるということを確認したいです。

(湯本委員長)

いかがでしょうか。

(JR 東海：島川所長)

ミゾゴイを外したということではなく、まさに上位性・典型性・特殊性の選定の視点に基づいて、今回ホンドキツネとサシバを選んでおりますが、その視点の中で、特に上位性についてはより広範囲で確認されて、多様な環境を利用して既存知見も充実していると。この分布というのは、チューブファイルのホンドキツネとサシバをご覧いただくとわかりますが、富士川町における里地・里山の生態系においては、これらが広範囲で生息していると。一方で、ミゾゴイというのは谷地形のごくわずかなところで、ある程度行動範囲が限られていると。そういうところを加味しまして、上位性の考え方で選定したところ、我々としてホンドキツネとサシバを今回は選びましたとそういうお話でございます。これはいろいろな考え方がございますが、準備書は、その考え方に基づいた結果、ホンドキツネとサシバを選んでいくということで、結果的に選定過程でミゾゴイよりも優先することになったということでございます。

(湯本委員長)

今の回答は、田中委員の質問と一致していないと思います。田中委員は、この規定に問題があるのかどうかということをお聞きになっております。

(田中委員)

その規定に基づいてやった結果、ミゾゴイが当然のごとく省かれたということを説明されたと思います。ということは、本来入れるべき種が省かれたということは、規定に問題があるわけですねということをお聞きしております。

(JR 東海：島川所長)

我々として判断する事項ではないと思います。ガイドラインに沿ってやった結果・・・

(田中委員)

それはJRさんはわからなくても、コンサルタントさんはわかると思います。そこについてお答えいただきたい。

(湯本委員長)

いかがでしょうか。

(JR 東海：島川所長)

他の事例を含めて、生態系で一般的に使用されている視点を踏まえて、それを適用した結果、このようになりましたということです。その適用ガイドラインがよいか悪いかということについては、ミゾゴイを選ばないという視点で見れば、このガイドラインは悪いとかなると思いますが、我々はそういう視点から、ミゾゴイありきでは見ておりませんので、これに従った結果こうになりましたということで、ガイドラインが悪いかどうかは、ミゾゴイを選ぶという視点から見ると、選ばなかったガイドラインが悪いということになるかもしれませんが、我々はそういう立場に立っておりませんので、このガイドラインの良し悪しはいえません。

(田中委員)

鳥類学の専門の先生方の見解では、それが省かれるはずはないということは明らかですから、それを基準に基づいて選定した結果、省かれたということであれば、ミゾゴイが入るか入らないかという意味でいえば、問題があるということですね。今のご回答はまさにそういうことだと思います。

私は、環境影響評価法を作成する段階でも検討に加わっておりまして、特に生態系部分の話がございしますが、それは要するにすべての構成種で評価することは不可能な話なのです。従来の動物や植物の、フローラだとかファウナのようなインベントリー調査では、生態系を全体として保全することができなくなってしまったので、わざわざ生態系というものを後追いで追加したのですが、本当のことを考えれば、生態系というくくりのなかに、フローラだとかファウナみたいなインベントリーがあって、ハビタットもあってというつくりで、根本的に変えなければいけなかったのかと思いますが、後から追加されたから今のようになっているわけです。

しかし、守るべきものを守るための仕組みなのです。ですので、何か法律の言葉尻を捉えてどういうことをやる意味が私にはわかりません。ミゾゴイを守ろうと思って、ただやればよいことだと思いますが、そういうことではないのでしょうか。

(JR 東海：島川所長)

これは、生態系で評価するのか重要種で評価するのかということにもつながるのですが、生態系としては、それが重要であるということだけではなくて・・・

(田中委員)

そうではありません。生態系はすべてを評価せず、上位・典型・特殊に絞ってやる理由は、そういうものをやれば、他の構成要素も守れるだろうという大きな前提があるのです。もう少し具体的にお話ししますと、先ほどのアカハライモリくらいが湿地系の話ですが、アカハライモリのハビタットを守れば、ミゾゴイが守れるというように考えられているということなのです。現実はそのようなことではないと思います。ですから、佐藤委員がおっしゃられたように、複合的な特殊な環境下でしか生き延びられないということであれば、やはりそういう種を抽出して評価する必要があると思います。

(JR 東海：島川所長)

何回も申し訳ありませんが、重要種を保護していくという意味では、動物の方の重要種としてももちろんミゾゴイを選定しております。生態系というのはまさにその種が生態系で持つ役割を重視するわけですが、全部を選ぶことができないので、注目種という形でピックアップしているわけです。

そうすると、ミゾゴイが生態系でどのような役割を持っているかと言いますと、単に希少だからということだけで、注目種に該当するかというところが議論のところだと思いますが、我々はそこで希少なミゾゴイが生態系の中で、ある役割を担うかどうかといったときに、このガイドラインを適用して考えると、役割としては上位としてホンドキツネやサシバが広範囲で確認されて、生態系を特徴づける役割を担っているというところで選定しています。一方で、そういった中での希少動物の保護という観点では、重要種として当然選んでおりますし、保全対策も考えております。そういった中でご懸念されている希少動物が保護されていくのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(田中委員)

そうしますと、動物・植物で定量的に評価しましょうということはないわけですね。今の規則の中ではですね。できるだけ定量的に評価しましょうと言っているのは、残念ながら生態系のところだけです。ですので、そこでも確かに制度的にうがった見方をすれば、うまく制度を使っているなという感じがします。そこに頭を使うのであれば、本当に守るためのことをしっかりと評価したほうが、私はよいと思います。

(湯本委員長)

事務局から補足があるようですので、どうぞ。

(事務局：土橋副主幹)

先ほど、JR 東海の説明では、基本的にはミゾゴイも検討対象になっていたというような説明がなされておりますが、準備書にはそもそもミゾゴイが主な動物から外れておりまして、検討対象から外れているというところの説明が抜けておりましたので、補足させていただきます。

(JR 東海：島川所長)

今回生態系の中ではミゾゴイが主な動物に選ばれておりませんが、それは次回どのようにして主な動物種を選定しているかについて説明させていただきます。

しかしながら、繰り返しになりますが、生態系の役割を見た場合に、注目種として他の種を選んでいくということでございます。

(佐藤委員)

お話を伺いましたが、ここに準備書に記載されている模式図があり、コンサルタントさんが作られたのだと思いますが、この手の絵は教科書的に図鑑や事典等を見ればたくさん掲載されています。当然、

教科書的にこういうように組むということが出ているわけですが、それぞれにはまる種については、当然それぞれの地域の特性を考慮しなければならないのは常識中の常識です。

その中でどうしてもサシバを選ばなければならない理由というのではないわけですし、例えば甲府盆地の西側の山地であれば、その特殊性というものがあるわけです。その特殊性の中でなぜミゾゴイが入らないのかということ、最初に私は質問したわけです。それは教科書の見方を間違っているのではないですかと。普通はミゾゴイを生態系の中から外すということは、考えられないことです。というのも、山地にすむサギの仲間というのは、ミゾゴイくらいしかいないのです。その部分だけ見ても非常に特殊な鳥でして、本来湿地であれば、コサギなどサギ類が、何種類がいるのですが、山地の中でサギ類の非常に特殊な生態の持つ役割というのは、決して大きな鳥が小さい鳥を食べるといったような弱肉強食の関係だけで模式図を作成しておりますが、生態系というのは決してそれだけではありません。そんなことは教科書がきちんと説明しております。そのことを理解していないので、このような模式図ができてしまったと私は思います。ミゾゴイがどのような存在かということをもう一度これを作るに当たってアドバイスをいただいた専門家がいらっしゃると思いますので、聞いていただきたい。それでもその先生方が必要ないということであれば、生態系としては必要ないということであれば、それはそれで議論したいと思います。これ以上議論しても進まないと思いますので、本当にそれで良いのかと、しかしそれは山梨県民が知る権利を奪っているのではないですか。準備書が正しくないと思います。やはりこういう生き物がいて、こんな役割を果たしているということを正しく公平に県民に伝えなければならない。そして評価を受けるということだと思います。

(湯本委員長)

委員からは、希少性だけで選定しているわけではなく、それぞれの生態系中で持つ意味合い、重要性ということを考えて選定していただきたいというご意見かと思っております。再検討をおねがいしたいということの確認でよろしいでしょうか。JRさんよろしいですか。

(JR 東海：島川所長)

議論は最終的にどうなるかわかりませんが、今回主な動物として選ばれていない、土俵に上がっていないという点に関しては、補足で説明させていただきます。特殊性で選んでいないというお話も出しましたが、これもガイドラインに沿ってミゾゴイの営巣環境となる沢筋でございますが、その環境が巨摩山地の里地・里山においては、占有面積が比較的小規模で周辺には見られない特殊な環境ではなかったということをもって、今回判断しておりますので、その点については、生態系のガイドラインに沿って検討した結果でございます。

(湯本委員長)

この件に関してはよろしいでしょうか。次のこともありますので、先ほどのことを課題として次に進みたいと思います。

これより先につきましては、希少動植物に関する審議になりますので、会議の冒頭でお伝えしましたように、非公開とさせていただきます。

== 非公開審議部分 ==

議題 2 : (その他)

(湯本委員長)

議題 2 その他について 委員の皆様からございますか。
事務局から今後の予定について説明してください。

(事務局：土橋副主幹)

事務局より、次回の開催日程については、12月10日、火曜日となります。

14時30分から防災新館404会議室です。

お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

事務連絡的な部分ですが、12月に入りますと、以前審査していただいた昭和町土地区画整理事業の中間報告書手続に入る予定がございますので、また連絡させていただきます。

それから、メガソーラーに関する相談が増えております。場合によっては、判定手続又は方法書手続に入ることが予想されます。以上です。

(湯本委員長)

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。

3. 閉会

(司会：依田課長補佐)

本日の会議を終了いたします。皆様おつかれさまでした。

= 終了 =